

多用途透析用監視装置(DCS-200Si) 一式

仕様書概要

地方独立行政法人大牟田市立病院

2022年6月

I. 調達物品名及び構成内訳

多用途透析用監視装置（日機装株式会社 DCS-200Si） 1式

（主な構成内訳）

本体	1式
圧ポット	1式
補液ポンプ	1式
推定血流量モニター	1式
血流量モニター(BV計)	1式
ダブル微粒子ろ過フィルター	1式
吸光度センサー(透析量モニター)	1式
排液ポート	1式
透析液ポートAタイプ	1式
直線加圧測定方式血圧計	1式
ダイヤライザーホルダー DLC-05	1式
余液受 DLG-01	1式
ナースコール	1式

II. 調達物品に備えるべき機能及び性能

上記調達物品は以下の要件を満たすこと

1. 多用途透析用監視装置は以下の要件を満たすこと

- 1-1 外形寸法は W330mm×D465mm×H1345 mm以内であること。(突起物含まず)
- 1-2 給水条件は、給液圧は 10～40kPa、給液温度は 20～30℃であること。
- 1-3 透析液供給量は100ml/min～700ml/minであること。
- 1-4 消毒方法は薬液消毒、熱水消毒、熱湯クエン酸消毒のいずれの方法も行うことができること。
- 1-5 シリンジポンプはシングルタイプであり、10mL/20mL/30mL が装着可能であること。また注入量は 0.0～10.0mL/h であること。
- 1-6 漏血検出器を有し、検出方法は光電式であり、検出感度は 0.3ml/L(Ht0.32±0.02、37℃の場合)以下であること。
- 1-7 気泡検出器は、超音波検出方式を採用し、通常の単独気泡検出機能に加え、微小気泡検出機能を有していること。検出感度は単独気泡で 0.02mL 以上、微小気泡で 0.0003mL 以上であること。
- 1-8 ダイヤライザーの目詰まりによる変化分を捉え UFR コントローラーの異常をより精度高く監視することのできる TMP 自動追従監視機能を有すること。
- 1-9 電磁弁の締め切り状態を連続的にモニターし電磁弁の動作やシート漏れを監視する機能を有すること。
- 1-10 制御系と監視系にそれぞれ独立したマイコンを有しており、一方が故障しても他

- 方により安全に動作できること。
- 1-11 微粒子ろ過フィルターを有していること。
 - 1-12 除水制御機構、体外循環用機器及び主要電気回路等装置の重要な構成部分について自動診断機能を有していること。診断結果が適正でない場合、その項目と内容を画面に表示できること。
 - 1-13 昇圧式血圧計ユニットを搭載していること。不整脈を検知した際は、自動的に減圧式にて測定を行うこと。
 - 1-14 D-FAS(自動ユニット)が内蔵されていること。D-FAS ユニットは、プライミング、脱血、返血及び緊急補液の4つの工程が使用できること。
 - 1-15 停電時は自動的にバッテリー運転に切り替わり、血液ポンプ・注入ポンプ・気泡検出器の運転と体外循環動態の監視を行うバッテリーバックアップ機能を有していること。
 - 1-16 静脈側・動脈側一体型の気泡検出器が装備されていること。
 - 1-17 通信ユニットを装備していること。
 - 1-18 静脈圧測定は、従来方式及びダイアフラム方式から選択可能なこと。
 - 1-19 配管部及び血液ポンプが停止した状態での静脈圧(静的静脈圧)測定機能を有していること。また静的静脈圧と平均血圧のデータから算出される IAP ratio 測定機能を有していること。
 - 1-20 静的静脈圧・IAP ratio・VA 再循環率を1画面にて表示し、自動的にトレンド値をグラフ化する機能を有していること。
 - 1-21 BV 計を搭載していること。BV 計の機能として、 Δ BV(循環血液量)・リファレンスエリア・PRR(プラズマリフィングレート)・VA 再循環率測定・BV-UFC(Δ BV の変化率による自動除水制御機能)・LDQb(実血流量)・Ht 値の測定機能を有していること。
 - 1-22 Kt/V(標準化透析量)の測定機能を有していること。
 - 1-23 HD/ECUM/OHDF/OHF/I-HDF 療法に対応していること。
 - 1-24 アフターサービス体制として、365日24時間電話対応可能な専用ダイヤル「サービスダイレクトコール」を開設していること。

Ⅲ.機能、性能以外に関する要件

1. 設置条件等

1-1. 設置場所

設置場所は、当院が指定した納入場所に設置すること

1-2. 搬入、据付、調整

1-2-1. 機器の搬入、据付、調整については、当院の診療業務に支障をきたさないよう、当院担当者との協議の上、その指示によること

1-2-2. 本物品の設置に当たっては、設置場所を十分確認の上搬入し、据付完了後、各システムが正常に動作するように調整すること。また、当院施設等に損傷を与えないよう十分注意すること

2. 保守体制

納入検査確認後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること

3. 障害支援体制

障害時において復旧の為の通報を受けてから48時間以内に現場対応できる体制であること

4. その他

4-1. 導入に当たり、本物品の運用管理担当者に対して、必要な教育訓練及び支援を行うこと

4-2. 本システムの説明書、操作マニュアルは、日本語版を提供すること

以上